

第5回宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ議事要旨

- ◎ 日 時：平成21年7月6日（月）16：00～17：58
- ◎ 場 所：中央合同庁舎第7号館905B会議室
- ◎ 出席構成員：（敬称略、50音順）
小菅敏夫（主査）、青木節子、浅田正一郎、川島レイ、小塚莊一郎、佐々木学、
白井恭一、田中俊二、西口浩、福永哲雄
- ◎ オブザーバー：内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、
独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- ◎ 議事要旨：
 1. 開会
 2. 宇宙活動に関する法制検討WG報告書（素案）について
資料1及び2について事務局より説明が行われ、議論が行われた。主な意見は、以下のとおり。
 - 宇宙活動法整備の目的の1つに、「宇宙基本法の趣旨は、民間事業者による宇宙開発利用を促進することにある」とされているが、同法の趣旨は、民間事業者のみならず行政機関も含めた我が国全体の宇宙開発利用を促進することにあるため、その旨記述すべきではないか。
 - リモートセンシング衛星や測位衛星システムのデータ利用については、国家の安全保障上の課題もあり、法制化の要否を検討するのではなく、必要な法整備について別途検討の上定めると明記すべきである。
 - 産業振興に関する事項については、宇宙活動法の検討が終了した後も引続き検討の場を確保すべきである。
 - 本素案にあるとおり、宇宙活動法には、産業振興の側面もあるため、宇宙産業による活動を過度に圧迫するものとなってはならない。
 - 国家補償については、「必要な援助」ではなく、米国や仏国のように「補償」との記述にすべき。
 - 国外打上げ委託については、条約の誠実な履行という観点から新たに許可を受ける必要が生じることは、やむを得ないと考えるが、事業者にとって過度の負担とならないよう配慮が必要である。
 - 国外打上げ委託に係る委託者の情報提供義務については、受託者が国外打上げ委託者に開示しない情報もあるため、国外打上げ委託者が入手し得る必要最小限の範囲に限定すべきである。
 - 国外打上げ委託者が受託者との間で委託契約を締結した後、我が国の許可がおりなかったため当該契約を解除せざるを得なくなり、解約料の負担が生じることのないよう、宇宙活動法制定後も受託者との契約手続きに支障が生じることのないよう配慮が必要である。
 - 打上げ事業者の契約する第三者損害賠償責任保険（TPL）の様態については、各国に

よって様々であるため、国が損害賠償措置の基準を定める場合には、従来実施されてきた国外打上げ委託に支障を来すことのないようにするとともに、打上げ国の状況に応じた審査を実施すべきである。

- 宇宙物体の回収費用の国からの事業者への求償については、事業者にとって回収が必要ない場合や事業者に責任がない場合には、求償しないなど個別のケース毎に判断すべきである。
- TPLの範囲を超えた場合の国家補償について、国際競争力を維持する観点からも、主たる競争相手たる仏国と同じレベルの国の補償が必要である。
- ロケット上段の地表への落下については、打上げ事業者には制御不能な事象であるため、損害リスクに応じた適切な賠償制度の構築が必要である。
- 産業振興に関する課題は、「中長期的な検討課題」と整理されているが、継続的に本件を議論する場を設けるべきである。
- 打上げ等に係る安全確保業務は、打上げ事業者に対して第三者的な立場にある国が担うべきであり、引き続き、宇宙航空研究開発機構が実施すべきである。
- 許可基準が現行より厳しくならないよう配慮すべきある。
- 許可基準における経理的基礎・技術的能力については、大学や中小企業と大企業とを同じ評価軸で審査することのないよう配慮すべきである。
- デブリ発生抑制のための措置については、人工衛星管理者の講ずべき措置として、静止衛星など国が定める一定のものに対して義務づけがなされるとあるが、大学等の超小型衛星がこれらに含まれないことを確認し、これらの基準が諸外国からの圧力によって容易に変更されてしまうことのないよう要望する。
- 宇宙活動法の対象とされている高度100キロメートルを超えるロケットについては、米国などにおける懸賞金を懸けたコンテストに参加する学生等によるものであっても、TPLの付保が義務付けられるのか質問があった。
- 宇宙活動法を所管する行政機関については、今後決定されると理解しているが、規制機関として過剰な規制を行い、事業者に過度な負担を課すことのないようにすべきである。
- 限られた静止軌道の軌道確保の観点から、リオービット、デオービットなどデブリ低減のための措置の必要性は、十分に理解でき、国が諸外国の基準を勘案して一定の基準を定めきちんと管理すべきである。
- デブリ低減策について、大学関係者としては、国として統一の見解を取りまとめて示すことが重要と考えており、これによって、事業者の技術開発の道筋が立ち、デブリ低減規制に対応し得る技術開発が推進できる。
- 事業者の規模の大小に関わらず、宇宙という事業の収益力を考えると、事業者にとって損害賠償負担は、事業存続上厳しいものである。
- 宇宙活動法策定の目的は、我が国が真の宇宙先進国となるための枠組を整備することにあることから、有人宇宙活動の取扱いについては、もう少し前向きな印象を与える記述となるよう表現を工夫すべきである。

- 第三者損害賠償に係る国家補償の在り方については、米国、仏国のみならず、オーストラリアやオランダの国内法においても責任限度額を設けて、それを越えたものは国が補償する旨規定しているなど国際的趨勢となっているため、我が国も同様の制度とすべきである。
- 許可基準中の経理的基礎は、民間事業者の参入障壁とならないよう配慮が必要である。
- 人工衛星の管理終了時における推進薬残量の条件設定等については、人工衛星の寿命に密接に関係するので安全面に配慮しすぎると事業者がビジネス機会を失う可能性があることに留意が必要である。
- リモートセンシング衛星画像の取扱いについては、安全保障上の観点も含めて、早急に法制化に向けた検討を進めるべきである。
- 第三者損害賠償制度については、同様に危険を伴う活動として、原子力事業に係る制度である原賠法と類似の制度設計となっているが、宇宙活動については、国際競争力の強化という観点が原子力事業と異なるため、原賠法以上の措置が必要である。
- 国家補償については、原賠法と同様に「必要に応じて援助」ということではなく、国際競争力の強化という観点では、かかる観点を必ずしも有していない原賠法以上に国の補償を明確にする措置が必要である。
- ロケット上段部の地表への落下に係る損害賠償措置については、観念的には損害の可能性はあるものの損害リスクが極めて小さいことを考慮すれば、経理的基礎の要件としては、損害賠償措置を講じるなど新たに加味せずとも、通常の事業継続のための資力が事業者において確保されていることを確認することで十分とする運用をすべきである。
- 国外打上げ委託の許可については、宇宙条約上の義務の履行と我が国が打上げ国として賠償請求されるリスクへの対応が主目的であることを勘案して行うべきものである。当該外国政府の安全審査が信頼できるものであれば、当該外国政府において許可が与えられている旨の証明書を提出すれば足りるような運用とすべきである。許可制度の必要性については、多様な国において宇宙活動が行われ得る現状を踏まえれば、宇宙条約上の義務の履行のためにやむを得ないという整理を明記すべきである。
- 損害賠償の免責の範囲については、単に原賠法に準ずるのではなく、宇宙産業の国際競争力の観点を加味して検討を行うべきである。
- 国際競争力確保のために国際標準に準じた制度を策定する必要があるが、国際標準がいかなる水準にあるのか必ずしも明らかとは言えないので、国際動向の調査をさらに徹底して行う必要がある。
- 我が国におけるロケットの打上げ時のリスクについては、現状においても極小化されている旨説明があった。
- 宇宙活動法の運用に関する考え方についても、本WGにおける議論を踏まえ、可能な限り報告書に記述すべきである。

3. その他

資料3について主査より、提出者において前回会合資料3についてより正確な資料とするための修正を行ったものである旨説明が行われ、資料の修正について了承された。

報告書（素案）に対して追加意見がある場合、7月10日（金）までに事務局に対して提出することとされた。

次回の会合については、報告書の取りまとめを行うこととし、8月末から9月初旬に開催する方向で調整することとされた。

4. 閉会

以 上